

第4回 政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会 議事録

1 日時： 平成23年3月8日（火）15:32～17:33

2 場所： 第4合同庁舎1214 特別会議室

3. 出席者：

（専門調査会委員出席者）

市原 兼久 愛知県県民生活部社会活動推進課主幹

稲継 裕昭 早稲田大学大学院公共経営研究科教授

岩永 幸三 佐賀県監査委員事務局副監査監

駒崎 弘樹 特定非営利活動法人フローレンス代表理事

塚本 一郎 明治大学経営学部公共経営学科教授

濱口 博史 弁護士

松原 明 特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会副代表理事

横石 知二 株式会社いんどり代表取締役社長

吉田 純夫 市民討議会推進ネットワーク代表、NPO法人みたか市民協働ネットワーク理事

（「新しい公共」推進会議委員出席者）

兼間 道子 特定非営利活動法人日本ケアシステム協会会長・新しい公共をつくる市民キャビネット協働代表

白井 智子 特定非営利活動法人トイボックス代表理事

高橋 公 特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センター専務理事・事務局長

寺脇 研 京都造形芸術大学芸術学部教授

藤岡 喜美子 特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長、一般社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事兼事務局長

（政府出席者）

山内 健生 内閣府官房審議官（経済社会システム担当）

井野 靖久 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当）

4. 議題：

- ・ 市民セクターと政府の関係のあり方について
- ・ 意見交換

○稲継座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会」を開会いたします。

本日は、井上委員は所用により御欠席となっております。

あとは、吉田委員と松原委員が遅れてお見えになる予定でございます。

「新しい公共」推進会議の方からは、オブザーバーとして現在高橋委員と白井委員がお見えです。後ほど遅れて、今のところ寺脇委員、藤岡委員、兼間委員がお見えになる予定と聞いております。

では、まず従来この会議で御報告いただいておりますが、駒崎委員の方に休眠預金についてずっと調査を進めていただいておりますので、今回も資料を出していただいておりますので、御報告をよろしくお願いいたします。

○駒崎委員 ありがとうございます。休眠口座基金について簡単にプレゼンテーションをさせていただきたいと思っております。

今回は、前回、日本版休眠口座基金というものがつくれますということプレゼンテーションさせていただきまして、その次のステップとして法案をつくってこようということで、法案をつくってまいりました。プロボノで法律事務所の方が事務所ぐるみで協力していただきまして、「金融機関における休眠預金口座の取扱い休眠預金の活用に関する法律案」というもの、略して休眠預金法案をつくっていただきました。複数の弁護士の先生にたいていただいておりますので、今ここに皆さんのお手元にあります。

第1章の「総則」から始まりまして、第2章は「特定休眠預金の寄附」、そして第3章は「特定休眠預金の照会」、第4章は「休眠預金管理機関」、そして第5条で「雑則」ということで法律案の形にしてみました。細かくお話をすると長くなるのでここでお話をしませんが、このような形で法律案のところまで落とし込みを終えました。

あとは、これを元に金融庁の方と具体的なディスカッションをして、現実にはどう問題があるのかということを決めるという段階にいきたいと思っておりますし、またここまで詰めたら親会議の方でもきちんと御報告し得るのではないかとということで、一度親会議の方でここまで進みましたというような機会をいただけたらと思っております。

最後に、この補足資料のところでは何を説明しているかと申し上げますと、実は相続手続支援センターというところからこの会議の議事録を見て連絡がありまして、我々の話を聞いてほしいということで、神戸にあるんですけれども、ヒアリングを行いました。それで、どうやらこの相続手続支援センターで非常に困っていることとして、亡くなられた方の銀行口座を親族の方がきちんと相続するというのは大変難しいことらしいんです。それで、こちらの2ページにあるように非常に手続が複雑で、

親族 27 人分の印鑑証明を集めたケースや、親族 47 名分の印鑑証明を集めたケース等があって、その方が冗談混じりに、死ぬ前に必ず銀行預金は下ろしておけというアドバイスをいただくくらい、やはり休眠になりやすい。

そのまま亡くなってしまった方の預金というのは親族でも引き出せないという場合が多々あるそうで、こうした部分を基本的に何とかしてくれないか。きちんとその親族の手元に預金が渡るように、あるいはそうしたものが寄附になるならばなるで、ちゃんと世の中に還元するようにしてほしいという声、こうした全国の相続に関する手続を行っている支援センターの方でもありますよという声が挙げられました。ですので、一応そのヒアリング資料も補足資料として添附しておきます。

今日は推進会議の委員の方もオブザーバーとして来てくださっているので、是非この一連の調査報告に関して、親会議の方で機会を与えていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○稲継座長 ありがとうございます。この間、駒崎委員には諸外国の例を調べていただいたり、今回は法案までつくっていただいたということで非常に積極的に務めていただいております。

何か今の御報告に関しまして御質問、御意見等がありますでしょうか。いかがでしょうか。

○寺脇推進会議委員 今、駒崎さんからお話があったように、推進会議はなかなか会議が開けない。国会の関係などもあって難しいらしいので、いつも申し上げているように回数がなかなか開けないのと時間が限られているというようなことがあります。

その意味では、この専門委員会というのは推進会議の議事進行のためにいろいろお手をかけているわけですので、是非この資料について、駒崎さんには失礼だけでも、このつくられたものについてもやはり官庁としての問題点とか指摘事項も出てくるのではないかと思うので、今日の案を推進会議にかけて、またそこから法的な整理をするとすると時間がかかってしまうので、その前に専門委員会のレベルでこれができるところで関係官庁に投げさせていただいて問題点などを十分指摘してもらった上で親会議の方に持ってきていただけると、スムーズに議論ができるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○稲継座長 それでは、高橋委員どうぞ。

○高橋推進会議委員 そのとおりですね。やはり時間は限られていますので、6月までに中間取りまとめというようなタイムスケジュールでやっています、2月は結局開かれずじまいというような状況になっていますので、そのような手続でやったらいかがでしょうか。以上です。

○稲継座長 白井委員、何かございますか。

○白井推進会議委員 全く一緒です。急いでやっていただければ助かります。よろしくお願いします。

○稲継座長 そういう御意見もありますので、専門調査会の方で関係省庁とちょっと話し始めるという事は可能ですか。

○山内内閣府官房審議官 専門調査会としてというのはちょっと難しいかもしれませんが、これを受けて事務局の方で、まずは金融庁だけでいいのかどうか、御意見を伺ってみます。

ただ、それですぐ結論が出るかどうかは自信がありませんので、多分3月の末か4月の初めか、次回の推進会議のときには最低限ここまでの議論が専門調査会でできていますという御報告はしなければいけないと思っています。座長から報告していただくことになるのかもしれませんが、そういうことは最低限やって、もしそれまでに金融庁なりから意見が出てくれば、それも合わせて御報告していただくということではいかがかと思えます。

○駒崎委員 わかりました。では、金融庁と是非ディスカッションさせてください。お願いします。

○稲継座長 では、この件はそのように取り扱わせていただきます。

それでは、本日の議題に入ります。前回の調査会での御議論を踏まえまして、市民セクターと政府の関係につきまして、それぞれの論点ごとに具体的に何が問題となっているのか、どのような対応が考えられるのかということを御議論いただきたいと思えます。

事務局の方でたたき台を作成いただきましたので、御説明をお願いいたします。

○井野内閣府参事官 それでは、御説明させていただきます。

資料1に、論点整理(案)を示させていただいております。前回御指摘をいただきまして、政府と市民セクター等との協働に関する既存の取組み事例を集めまして、その経験から得られた課題を整理し、合わせて今後の対応の方向性をまとめたものでございます。論点としては、大きく7つに分けてございます。

まず1つ目が「政策の企画立案への参画機会の確保」という論点でございます。まず、この論点に関する「現状と課題」を書かせていただいております。国におきましては、文部科学省でやっております「熟議」など、一部の省では多様な主体が政策の企画立案に参画する取組みが行われておりますが、一般にはまだそういった取組みは限定的であるととらえております。

一方、地方公共団体におきましてはNPO等の担い手による政策の企画立案への参画は、個別事業の企画への参画に比べて進んでいないという調査結果がございます。下の参考1に示しているとおりでございます。

それからもう一点、この中でも行っているところの先進的な例を見てみますと、市原委員から教えていただいた例でございますが、あいち協働ルールブックにおきましては「企画立案の段階から情報交換・意見交換などの協働実現に努力する」としておりますけれども、現在では企画立案の前段階における協議の場が必要との観点から、協議の場づくりに取り組んでいるという事例も紹介いただいたところでございます。

おめくりいただきまして2ページ目の方に、以上を踏まえまして「対応の方向性」の例を書かせて

いただいております。

1つ目は、企画立案の事前段階から行政と担い手が意見交換するための仕組みを取り入れていくべきであるといったこと。

それからもう一点は、以下のような取組みを参考としつつ、実情に応じた仕組みの導入を進めるべきであるとしておりまして、幾つか例をお示ししておりますけれども、愛知県の「協働の場づくり」、文部科学省の「熟議」、三鷹市の「市民討議会」、それから社会的責任円卓会議というものを形成して、マルチ・ステークホルダーでの協働を実際に行っておりますけれども、そういったものを参考にして仕組みの導入をできるところからやっていくべきではないかということを書かせていただきました。

それから、論点2でございますが、「提案型協働事業の導入促進」ということでございます。現状につきましては、国におきましては先ほどと同様でございますが、一部の省で実績はありますけれども、まだこうした取組みは限定的であると言えます。都道府県におきましては、すべての事業について提案を受けるといった団体は都道府県では5割を超えるのに対しまして、市のレベルでは2割未満という調査結果がございます。

それから、各地方公共団体の提案事業制度につきましては、それぞれさまざまな方法がとられておりまして、その方法によりまして例えば次のようなメリット、デメリットなどが指摘されております。

1つは提案受付から実施までの期間に関するものでございますが、この期間が短い場合には提案を課題解決のために迅速に活用することができるというメリットがある一方で、そのために活用できる予算が限られるといったデメリットがございます。それから、逆に提案受付から実施までの期間が長い場合には、迅速性はなくなるものの、必要な予算を確保することが可能になったり、事業の質や実効性を高めることができるということでございます。

それから、提案事業の実施者の選定方法でありますけれども、公募で行う場合には透明性を確保できる一方で、提案を行うインセンティブが損なわれるというおそれがございます。逆に、提案者を実施事業者にする場合には、透明性の点ではやや後退するものの、提案を行うインセンティブを確保できるとともに、提案者の専門性やノウハウを活用しやすいということが指摘できると思われま。

それからもう一点、「現状と課題」のところ、行政の縦割りの問題を指摘しておりますが、部署横断的な提案事業が行政の縦割りにより進められにくいという指摘があるところでございます。

これを踏まえた「対応の方向性」の例といたしましては、実情に応じて以下のような仕組みの導入を進めるべきであるとしまして2点挙げてございます。

1つは、担い手と行政との対話や予算化に必要な期間を確保する観点から、可能な限り早い段階から提案を受け付ける仕組みを取り入れること。それからもう一点は、事業実施者は原則として公募により決定することが望ましいわけでありまして、提案者の専門性を活かす必要があるなど、場

合によっては随意契約により提案者を実施者とすることも認めることがあるのではないかとということでございます。

それから、行政内部の縦割りを解消し、関係課の連携が円滑に行われるようにすべきであるということも書かせていただきました。

3点目は、「間接費等の適切な積算」でございます。4ページ目でございますが、「現状と課題」のところでは、まずNPOとの契約では間接費が積算に盛り込まれていない場合があり、盛り込まれていても企業等と比べて低く、実態から見て不十分な水準となっているとの指摘がございます。それから、直接費に盛り込まれている人件費につきましても同様な指摘がございまして、単価の根拠がまちまちで積算に適正な水準で盛り込まれていないという指摘がございます。

その背景といたしましては、政府サイドの方の話でいきますと、政府自身が事業を行う場合につきましても、間接費を含む事業実施経費を十分に把握できていないために、事業を委託で出す場合にも予定価格に適正な間接費や人件費を盛り込む必要性についての意識が低いといったような問題点。それから、部局によっては支払対象費目や支払限度額に制約を設けているところもあるということでございます。

それから、NPOサイドの方でいきますと、適正な間接費や人件費の積算のノウハウがないことにより、これらの費用を盛り込んでいないという実態もあろうかと思われまます。

5ページ目のところで「対応の方向性」の例を見ていただきますと、1点目は政府自身が間接費を含む事業実施の経費を把握する必要があるということ。一部にそうした取組みも始められていますので、そうした政策コスト把握の取組みを推進していくべきであるということも挙げております。

それからもう一点につきましては、間接費の適切な積算・支払いを普及するために、その必要性やモデル的な事例の啓発を行うことが必要である。支払対象費目の制約を設けている内規等がある場合にはこれを見直すことが必要ではないかということも挙げてございます。

6ページ目にいきまして、論点4でございます。「担い手の選定の競争性・透明性・公平性を確保しつつ創意工夫や社会的価値を評価する仕組み」の論点でございます。「現状と課題」では、まず1点目としてNPO等との契約により実施している事業には、NPO等の育成支援を目的とするものと、サービスの提供をNPO等に委託することを目的とするものの両者が混在しているのではないかとということ。それから、NPOとの契約締結に至るプロセスを見ますと、特定のNPOとの随意契約がかなり多くなっておりまして、企画競争、すなわち競争性のある随意契約というものは余り活用されていないという実態がございまして。

それから、競争入札には価格以外の要因を考慮する総合評価方式というものがございまして、この方式は都道府県や政令市のすべてで導入されていますが、市区町村では4割程度がまだ未導入であると

いう実態でございます。それから、導入されていても規模の大きな公共事業への適用が中心でありまして、NPO等を含む多様な担い手の専門性の評価を念頭に置いたものとはなっていないということでございます。

それから、指定管理者制度の問題でありますけれども、特定の団体に継続して施設の管理運営を委託しているケースが見られますが、これによりまして多様な主体の参入が妨げられているという指摘があるところでございます。

7ページ目に、「対応の方向性」の例が書いてございます。4点でございます。

1点目は、NPO等の育成支援を目的として委託契約の対象を限定する場合にはあらかじめその基準を明らかにするとするなど、市民への説明責任を果たす必要があるということ。

2点目は、公共サービスの担い手の選定に当たっては、担い手が提供する社会的価値やサービスの質なども勘案しつつ、競争性や透明性を確保できる企画競争を幅広く活用すべきであるという点。

3点目は総合評価方式でございますが、総合評価方式による一般競争入札を広げていくために、社会的価値を含めた評価の在り方について検討を進める必要があるのではないかとということ。

それから、指定管理者制度につきましては、当該契約を履行できるものが他にいないかを確認するための公募を行うとともに、選定プロセス・評価等への市民参加を促進する必要があるということを書かせていただきました。

8ページ目にまいりまして、論点5は「バウチャー制度の推進」ということでございます。これは、若干異なる視点の論点と言えそうですが、多様な担い手に公共サービスの提供を担っていただく際の一つの形態としてバウチャー制度というものがあるわけございまして、一部にそうした事例を行っているところもありますので、そういった経験を踏まえて論点として挙げさせていただきました。

「現状と課題」のところ、バウチャー制度は公的資金による補助制度の一形態でありますけれども、団体に直接資金を交付する方式に比べ、より多様な提供主体によるサービスの参入、それから利用者のニーズに合ったサービスの提供を促進する点で望ましいと言えます。例えば、子育てサービスを見ても、家庭の状況によってどのようなサービスを求めているかはそれぞれ違うわけでありまして、バウチャー制度をそういうところでは活用する余地があるのではないかと考えられるところでございます。

それから、特定非営利活動法人の事業収入源を見ても、介護保険というのはバウチャーの仕組みを取り入れたものだと言えますけれども、その介護保険による収入が大きな割合を既に占めておりまして、バウチャー制度が担い手の財政基盤の確立にとって重要な役割を果たしていると言えます。

それから、NPO等は補助金・助成金を期待するのではなく、自ら積極的に資金調達を行うべきという指摘があるわけですが、寄附集めもさることながら、バウチャー市場を拡大していけばその市場で努力することによって自らの手で収入源を得ることのできるNPOも増えてくるという点で、ここに挙げさせていただいております。

10 ページのところに「対応の方向性」の例として書かせていただきましたけれども、既存のモデル事業の普及啓発を行い、地域の実情に応じたバウチャー制度の導入を推進するということでもあります。ただし、その際には既存の政策手段との役割分担や地域のニーズに合ったサービス提供など、制度設計の在り方をしっかり検討する必要があるということに合わせて書かせていただきました。

杉並区の事例をここで書いてございますけれども、杉並区では平成 19 年の 6 月から「子育て応援券」というものを無償で交付されております。これは一種のバウチャーでございますけれども、こういった無償交付を行ってございましたが、子ども手当の導入に伴いましてこの制度を一部変更して有償応援券の制度へと見直しを行ったということでございます。

更に、応援券の利用が可能な登録事業者の中に、当初はマッサージなどの事業者が含まれていたわけですが、その利用が結構多かったということで、そうした事業者を対象から外す必要があるということで、一部制度の見直しを行っているわけでもあります。

このように、バウチャーの対象となる事業者の選定をしっかりとするなどの制度設計が必要であるということかと思われまます。

それから、バウチャー制度との関連で 2 つばかり、その下にも書いてございますけれども、寄附税制の見直しやバウチャー制度等の活用など、NPO等が自らの努力で資金調達を行えるようにするための環境整備を進める必要があるということ。それから、そのためにもNPO等が情報を適正に公開・発信するための基盤を整備することも合わせて指摘させていただきました。

それから 11 ページ、論点 6 で「人材に関する主な論点」でございませす。人材育成に関しまして、幾つか書かせていただきました。1 点目は、NPO法人が持続的な法人経営を行うに当たっての最も大きな課題として、人材育成を挙げた調査結果がございませす。それから、NPO等との協働に当たりまして、「NPO等の事務処理能力の低さに問題があった」と指摘する地方公共団体が多いという実態調査もございませす。

それから、これも調査ですが、NPO等が人材育成を行う上での課題をヒアリングした調査では、採用活動のコストやノウハウ不足、それから採用した人材のキャリア形成を考える上での収入や福利厚生面での不安などを挙げたものがございませす。

それから、前回の調査会で横石委員から御指摘いただいたように、プロジェクトマネージャーとなる人材が圧倒的に不足しているというような問題もあろうかと思われませす。

それから、人材交流面で見てみますと、市民セクターと行政の人材交流が重要であるという指摘があるところですが、行政と市民セクター等との人材交流は、公務員の兼職規定ですとか職務専念義務等に抵触しない範囲に限られるという法的な制約がありますので、そういったことが実態として課題となっているものと思われまます。

それから、14 ページまで飛んでいただきまして、それに関連した「対応の方向性」でございます。1 点目は、スタッフの採用、教育、それから安心して働き続けられる環境の形成に必要な資金を確保するため、NPO等の財政基盤を強化することが必要であるということ。それから、既存の事例を参考にしつつ、人材育成のための仕組みについて普及啓発を行っていくべきであるとしまして、ここでは2つ挙げさせていただいております。

1つは、NPO法人のETICの事例でございます。ソーシャルビジネスの新規事業創出等に取り組みNPO法人などの下に、プロジェクトの推進役として現役大学生をインターン生として送り込むプログラムを実施することをやっておられるということでございます。

それからもう一つはサイバーシルクロード八王子、これは八王子市と八王子の商工会議所の連携で設立された組織でございますけれども、企業OB等を活用して中小企業を支援することとか、起業家の育成ですとか、経営マインドを持ったリーダーの育成など、地域に根差した産業人材を育成する取り組みを行っているところがございます。

それから、人材交流に関しましては政府と市民セクター等との人材交流を行うに当たっての制度的な課題を整理し、多様な方向性について検討を進めるべきであるということにしておりますが、この点につきましては「新しい公共」推進会議本体での今後の検討課題にも挙がっているところでございまして、そちらでも今後御議論いただく予定になってございます。

それから、最後に 15 ページ目の論点7でございます。論点1から6までがいわば中身の論点でございましたけれども、こうした論点を踏まえた上でそれを何らかの協約のような形にしていくのかどうかということについての論点でございます。

「現状と課題」のところでは、国ではまだ協働を推進する包括的な指針はないということでございます。一方、地方公共団体で見ますと、すべての都道府県と75%くらいの市におきましては既に協働を推進する指針や条例を制定しているということでございまして、協働のルールの形成については一定の進展が見られるのではないかと現状でございます。

一方で、市民セクターと行政の双方が役割と責務を約束する形での、いわゆる協約を締結する地方公共団体は愛知県ですとか東海市などの少数なところに限られているのが現状でございます。

そうした先進的な自治体の例を見てみますと、市民セクターが各種非営利法人に分かれておりまして、セクターを代表する団体も不在のために、愛知県では個別の団体が協約に署名する形をとって

たり、川崎市などでは個別の事業の委託契約をする際に、合わせて協定書を締結するという手法をとっているということをごさいますて、自治体ごとに対応が分かれているところでもあります。

その下にごさいます「対応の方向性」でありますけれども、イギリスのコンパクトの成果や課題について検証した上で、以下のような論点について議論を深め、協定の締結が目的の達成にふさわしい手段かどうかについて検討するということかと思われます。

1点目は、協定の目的とか役割は何か。それから、協定締結を通じて克服しようとする課題には何があるのか。それから、協定の実効性をどのように確保するかといったような問題でごさいます。

それから、協定を締結するとした場合にはおきましても、イギリスと異なり、市民セクターのまとまりが弱いと言われている日本におきまして、協定の締結主体はどうなるのか。それから、そのための代表性の確保をどういうふうにとっていくのかという手続について、検討を進める必要があるのではないかとごさいます。

事務局で整理させていただいた論点整理のペーパーは以上でごさいます。

○稲継座長 ありがとうございます。事務局の方で、論点1から論点7までにまとめていただいております。今日は、とりあえずこの論点ごとに時間を区切って議論を進めたいと思っております。どこからでもと言うと非常に拡散してしまいますので、論点ごとに順番に進めていきたいと思ひます。

本日は資料として市原委員、それから高橋推進会議委員、藤岡、兼間推進会議委員から資料を御提出いただいております。内容の御紹介は、関連する論点についての議論の中でその論点に関する御意見と合わせていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

それから、論点ごとに課題というのはほかにないのかという点と、「対応の方向性」というのはこれでよいのかということについて御意見を皆様方からいただければと思ひます。

論点ごとにおおむね合意できる点、それから更に議論が必要な点を確認した上で、資料1のこの論点すべてについてひと通り議論を行いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。計算上、7つありますので、1つ10分程度ということになります。

それでは、まず1番目の論点で「政策の企画立案への参加機会の確保」ということの「現状と課題」、それから「対応の方向性」について、課題はほかにないのか。それから、「対応の方向性」はこれでよいのかについて皆様方の御意見をいただければと思ひます。いかがでしょうか。

それでは、高橋委員お願ひします。

○高橋推進会議委員 一般論でよろしいですか。このデータが皆、愛知のデータばかりですけれども、ほかはなかったのですか。気になったんです。ずっと愛知、それから東海、全部愛知ですね。それ以外の地域のデータがあれば出していただかないと、ちょっと議論するのに意見が偏るのかと思ひますけれども、いかがなものでしょうか。

○井野内閣府参事官 どうしても先進的な取組みを行っているのがそういうところでございますので、そういったところにちょっと頼ったデータになっておりますが、できる限りほかのいろいろなところも集めたいと思いますけれども、申し訳ありません。

○稲継座長 ほかにいかがでしょうか。資料についての若干の補充が必要だという意見が今、オブザーバーの高橋委員の方からございました。

それでは、塚本委員どうぞ。

○塚本委員 それについてですけれども、例えば論点1の参考1で出ているデータですね。これは実は我々、明治大学のグループが調査したものなので、愛知県だけではなくて一応全国を対象にしているんです。それで、実際にそういう結論が出たということを示している数字で表しているの、その意味では我々の調査のスキルがどの程度かということはあるのですが、客観性はあるかと思えます。

○稲継座長 ということでございます。ほかに御意見等はよろしいですか。

それでは、論点1についてはこういう課題があるという認識を皆が共有したということと、こういう対応の方向性があり得るんだということとを皆で共有したということとをよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○稲継座長 それでは、論点2の方に移りたいと思います。「提案型協働事業の導入促進」という論点でございます。これも同じように「現状と課題」について今ポツが4つほどありまして、「対応の方向性」として3ページのところに整理してもらったものがございます。これについてほかに課題がないかということと、それから「対応の方向性」はこれでよいかということについて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、塚本委員どうぞ。

○塚本委員 これ以外の課題としては、多分藤岡委員とかもちろん取り組まれていることだと思うんですけども、提案型協働事業の多くは委託の形態をとることが非常に多くて、もちろん補助事業でやるケースもあるかと思えます。あるいは、公金の支出を伴わない後援だとか実行委員会方式でやるケースもあるので、非常に多様な形で協働が行われているということを考える必要があるかと思えます。

やはり、委託の場合はかなりいろいろな矛盾が出てくるというか、協働事業、パートナーシップでやっていると言いながら、実際に契約としては委託契約なので、例えばその契約が終了したときには厳しい精算があったりします。

実は、今イギリスの中間支援の方をお呼びしてイギリスではどうなんだという話を聞いたら、イギリスもかなり厳しい精算をするようなので、アカウントビリティはかなり進んでいるみたいですね。

ども、ただ、行政側の意識の中にはやはり発注者というか、下請を使っているという意識だとか、あるいはNPOの側にも下請的な意識が出ますし、理念的に協働事業で協働をうたっている、実際の委託契約の中での対等性をいかに担保していくかというところで、その辺も大きな課題になるのかなと。

自治体によっては委託契約以外に協定書を結んだりするケースもあるんですけども、その協定書を尊重してある意味で協働型で委託契約をやるケースもあれば、協定書はほとんど機能しないで単なる下請と言ったらあれですけども、委託としてしかとらえられていないとか、自治体によってかなりさまざまな対応なので、その辺の共通の指針みたいなものが契約の場合であってもやはり対等性とか、いわゆる協働的なものを契約の中にうまく組み込んでいくかということがひとつ課題になるかと思えます。

○稲継座長 ありがとうございます。今のお話は、論点2で入れた方がいいですか。論点3のところでもフルコスト・リカバリーの話なども出てくるのですが、どちらに入れた方がいいでしょうか。

○塚本委員 フルコスト・リカバリーももちろん委託契約の問題ですけども、もう少しかなり具体的な問題だと思うんです。

ですから、今の話はどちらかという、でも、これも提案型協働事業というふうに限定されているわけですけども、協働事業の中にも委託の形態でやられるものもあれば補助の形態もあって多様な形態があるので、それぞれによってまた課題があるということをもう少し整理する必要があるのではないかと。これは論点で言えるかどうかはわかりませんが、もう少し整理した方がいいんじゃないかと思えます。

○稲継座長 どうもありがとうございました。それでは、松原委員お願いします。

○松原委員 松原です。論点の1、2、3にひとつ共通するというか、通しの問題だと思うんですが、私も千葉県なのでこういう協働提案型事業の設計をやったことがあります。あとは、環境省でよく提案型事業というものをやっていることをよく知っていますので、シンプルに言うと国の、もしくはこれはどこがやるかに関しても、要は行政体の予算の決め方といいますか、これは大体年度で決まっているわけですが、いつの時点で事業計画をつくって、どの時期にこういう公募をしていって、その中で予算をどういう形で付けていって、そして国で言えば財務省にどういう形で要望していって、その予算決定はどういうふうな形にしていくかという一連のプロセスの中で、そのときにこの事業は補助するのか、委託にするのか、それ以外の形がいいのかという内容も含めて仕分けられていくものだと思うんです。

そういう点で言うと、協働提案型事業、例えば委託にしる、補助にしる、もしこれが国のシステムになるとすればやはり4月、5月、6月辺りに公募が行われて、7月、8月辺りに予算の中に入れら

れて、予算要望の中に入れられるかどうか。そういう精査が行われた上で予算要求という形になって、あとは9、10、11、12という形で、それを去年やったような政策本部みたいな形にするのかどうかはあると思うんですが、どういう形で選んでいくのか。それで、これを予算にどう付けていくのか。

そのときに、どこの省庁で応募するのか。または、どこの省庁がそれを担ぐのか。それから同時に縦割りで、横だと協働でやるのか、やらないのか。そういうふうな連絡調整をする機関をつくるのかどうか。

あとは、そういうプロセスを踏んだときに協働提案型と言われるものに関して言えば2つタイプがあるんです。1つは、いわば政策的な予算を先に取っておく。環境省などのやっているやり方ですが、初めから1,000万とか2,000万とか1億とか、これは県によってはそういうやり方をしていますが、予算要望として最初に政策的にこういう協働提案型に付ける予算を取っておいて、それに対して応募するというタイプと、それから各省庁ばらばらに、もしくはどこかで一回総合した上で各省庁に振り分けて、各省庁で予算要望の中でもんでいって生き残るかどうかをやっていき、最終的には各省庁の予算要望の中に反映させていくというタイプがあると思うんです。

そういう協働提案事業の導入促進とか、フルコスト・リカバリーとか、それから企画立案の参加といった場合、その辺は国のシステムとどう整合させていくのかをしっかりと議論しないと少し浮いた話になるかと思うので、その辺りを論点として入れておいていただければと思います。

○稲継座長 どうもありがとうございました。国のシステムとの整合性、予算プロセスのどこに突っ込むのかとか、あるいは政策を立案するのにどこに突っ込むのかという論点も入れたらどうかという御提案でございました。よろしいでしょうか。

それでは市原委員、それから岩永委員、お願いします。

○市原委員 論点1、論点2、更に論点6の人材育成にも関わってきますが、例えば、どんなにいい企画があっても単年度予算主義の制約があるので、やはり複数年度を視野に入れた事業の展開が、当たり前になるような形だと、もっと事業効果が上がってくるのではないかと考えます。以上です。

○稲継座長 岩永委員、お願いします。

○岩永委員 今までの御意見の中で、都道府県の現場で感じていることを申し上げます。

まず、委託契約について対等性と言われているわけですが、私どもはやはり行政が主体で行政の仕事をお願いする。仕事をやっていただくという意味においてはやはり役所が責任を持たなくちゃいけないという意味で、委託契約で対等と言ってもなかなか現場の担当者には落ちないんです。だから、そこで本当に委託契約というものがどうあるべきか、委託とは違う形態が本当はあるんじゃないかとか、悩んでいるところがあります。

それからもう一点、私は監査の仕事もやっているのでも先ほどの精算の面ですが、どうも役所は非営

利団体に対して精算行為を求めている。そもそも請負契約であるものに関してまで精算行為を求めている。請負契約になぜ精算を求めるかというのは監査で、前回私ども佐賀県では「非営利団体への委託契約のあり方」というところで指摘をさせていただいて全庁的に問題提起をしております。

それからもう一点は、私ども協働化テストというものに取り組んだんですけれども、私どもは全事業をオープンにして何でも提案してくださいよというスタンスなのですが、ちなみに前年度に私どもは協議を行っております。つまり、前年度に協議を行うことによって予算に反映すべきもの、予算化はしていない（もの）、先ほど公費の支出が伴わないものを含めてあったかと思っておりますので、そういう工夫を佐賀県はやったということです。以上です。

○稲継座長 ありがとうございます。現場でのお話として3点ほど挙げていただきました。ほかにかがですか。

それでは、白井委員、藤岡委員とお願いします。

○白井推進会議委員 今の委託契約についての話なのですが、昨日、実は規制仕分けの方の会議に参考人として出させていただきました。そこからやはりNPOの当事者からの意見と、あとは政治家側からの意見としても、行政からの委託という部分でNPO側としては正直行政ができないことを我々はやっているという自負がある。ところが、その契約上ではやはり上が行政で下というような位置付けになっている。

あとは、いろいろな論点にかぶるかと思うんですけれども、やはりその内容が余りにも実態と違う。全然現場を知らない人たちが項目を決めていて、ものすごく無駄が多いような形になっているところとちょっとびっくりしたのは、政治家の側からも契約の形から、例えば官民協働の委員会をつくって今、地域が抱えている問題に対してまずどういう委託契約の形にすべきなのかということから官民協働で考える。それをまた官から民へというような委託の形ではなくて、その委員会から委託をするというような形が政治の側から出てきたということに私はびっくりしたんですけれども、そういうような御意見はなかなか参考になるなと思いましたので、御参考までに。

○稲継座長 では、藤岡委員お願いします。

○藤岡推進会議委員 論点2の提案型協働事業につきまして、こういった民間サイドから提案をする場合、まず政府、自治体側が目標設定を明らかにされていないと提案はできないのではないかと思います。要するに、事業が手段ですので、その目標に対して有効かどうかということで選定されるわけですから、まずは自治体さんがこの成果といいますか、目標がはっきりされているということが大前提で、初めてこういった仕組みが回っていくのではないかと思います。

これは、後の2番の事業委託にも少し連動してしまいますけれども、それで委託のときに成果というものをきちんと明示をして、プロセスは余り縛らないというふうにすれば民間側のよさが発揮でき

るというか、行政と同じことをしても余り意味がないといえますか、その民間のよさを発揮するための契約になってきます。

それで、その前提としてやはり自治体側の目標設定ということが一つの課題としてあると思います。

○稲継座長 ありがとうございます。幾つか論点を指摘していただきました。

○山内内閣府官房審議官 質問ですが、先ほど岩永さんの方で非営利団体に対して事業の精算を求めるとはおかしいというようなことをおっしゃいましたが、それは営利団体と非営利団体で何が違うから非営利団体についてそういうものを求めるのはおかしいというふうにお考えなのでしょう。ちょっとお聞かせいただければと思います。

○岩永委員 むしろ私どもの考え方は、企業も非営利団体も一緒だというふうにベースは思っていたので。成果物を出すじゃないですか。それは、企業だってNPOだって調査報告書を出すじゃないですか。大学はちょっと忘れちゃったけれども、企業の方がそういう報告を出すときには精算がない。

ところが、NPOの方が何か成果報告物、研究成果物を出すとそこに精算行為とかを求めている事例があったから、なぜ非営利団体に対してそういう精算行為を求めるんですかということを経験の方で指摘させていただいたということです。

○山内内閣府官房審議官 では、もっとさかのぼって、なぜ精算をしているのでしょうか。その理由がよくわからないんです。何について精算をしているのでしょうか。

○岩永委員 ですから、例えば委託料が1,000万円あれば1,000万円を何に使ったかという報告を求めているという意味です。

○山内内閣府官房審議官 個別の経費について、例えば印刷費が当初の見積もりだと50万だったのに43万だったじゃないか。では、7万返せと、そういう精算をしているという意味ですか。

○岩永委員 そういうものが多数見受けられたということです。

○山内内閣府官房審議官 わかりました。細かくてすみませんでした。

○稲継座長 現場ではよくあることだと、幾つか声が出ていましたけれども。

では、兼間委員お願いします。

○兼間推進会議委員 今おっしゃっている「セイサン」というのは、会計の方の意味ですか。

○岩永委員 はい。

○兼間推進会議委員 そういう意味ですか。いわゆるコスト論で、企業が生産性のあるとかということとは全然違うわけですね。

○岩永委員 もっと前のレベルの話です。

○兼間委員 わかりました。

○稲継座長 それでは、塚本委員どうぞ。

○塚本委員 それは省庁も調べられた方がいいと思うんですけども、私も実際に中間支援の理事とかをやっけていて某省庁の委託を受けて返した経験がありますので、そういうことは普通にやられていると思います。

ある自治体では、さっきの岩永さんの話と同じように、企業に対しては精算を行っていないのにNPOに対してやるのはおかしいという議論が中であって、それはどうしようという議論を今やられている最中なので、そういった同じような問題を抱えていると思います。

○濱口委員 濱口です。恐らくこういったことですので、法形式と実質が同じかどうかという議論はあると思うのですが、ざくっと申し上げて実費精算でもともと委託をしているのか。そうでなくて、ある事務をこの費用で任せているのか。その大きな違いと非営利、営利の違いが偶然たまたまというんでしょうか、一緒になっているケースが多いと今みたいなお話になりますが、営利でもそれはあり得るし、非営利でももちろんあり得るので、2点からこれは議論をしていただかないといけないと思います。

1つは、法形式と実態がどうなっているのか。私は具体的になかなか精査したことはないのですが、それが1つです。それともう1つが、その区分けと営利と非営利の区分けが皆さんの頭の中でどうなっているのかですね。その実態把握からした方がいいのかなと。

そのうえで、最終的に政策的に精算をするのか。それとも、それは努力してその中でやったんだから、残ったものは差し上げるのか。それはまた別の政策的な議論だと思いますので、そこを少し議論いただければと思います。

今のことは2の「間接費等の適切な積算」というところに当然結び付いてきますので、その前提として重要な論点かと思います。

○稲継座長 ありがとうございます。論点3の方にも幾つかの意見が出ていますので、論点2、3を含めて御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、駒崎委員どうぞ。

○駒崎委員 ありがとうございます。論点3についてです。「間接費等の適切な積算」で、これは事務局の方に依頼という形になるのかもしれませんが、私は経験上、例えば某区の担当者の方に見積もりを出すときに、利益が出ていますね、このまま利益が出るようだったら利益は返してくださいねと言われたことがあります。利益を返すというのはどういうことですかと聞いたときに、これは公的なお金なので余り利益が出るのは困るんですよということで返してくださいと言われて、言語が通じなかったんです。利益がなければ事業はできないですよというふうに申し上げたときに、いやいやこれは公的なお金ですからみたいなことでした。

つまり、問題としてまず第1レイヤーで、担当者レベルの方々がある種の適切な教育を受けていな

くて理解ができていない。事業というものはどういったものか。あるいは、民間企業はどういうふう
に回っていて、それがNPOでも同じなんですよということが理解できていないことによるそごとい
うもののレイヤーが1つあるのかなと思います。

それでほとんど9割方済むのであれば、では研修しましょうということでもしかしたらこの問題は
終わるかもしれないので、例えばそういうモデル事業、研修事業をやりましょうというアウトプット
にいくのかなと思いますし、いやいやそうではなくてもっと根深く、何とかという制度があって、そ
れに準じるとそういうふうになるんですということなのであれば、その制度を変えようという制度論
の話になるので、そこら辺でもし調べられたりとか、あるいは事務局の方も公務員の方なので、そう
いった教育を受けていたのとか、そこら辺を教えて整理していただければ、よりアウトプットを具
体的にできるのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○稲継座長 非常に基礎知識レベルの話が出たのですが、市原委員どうぞ。

○市原委員 私は、県庁内の委託事業の選定委員会の委員を幾つか務めておりますが、ある選定委員
会に出たときに、私どもは、積算提言で間接費30%以上とっているものですから、NPOの方も、
その30%を計上して事業実施提案書を出してくるわけですが、その時に選定委員会の中で、この30%
は何だろうという議論がよく起きるんです。それで、これは実は積算提言で30%は間接費ですよ、決
して団体がいいかげんな積算をしているわけではありませんという説明をして納得されるというこ
とがよくあります。

ですから、基本的にNPOは非営利だから利益を出してはいけないという、何となくそういう誤解
というのはやはり徹底的に払拭しなければいけないと思いますし、間接費30%が妥当かどうかは別と
して、何か利益部分がないととても法人運営はできませんよねというレベルでの意識の統一は、割と
速やかに働きかけによって解消できるのではないかと。それは、NPOは安くて当然という意識を払拭
するのと同じ土俵かなという気がいたします。以上です。

○稲継座長 ありがとうございます。では、塚本委員どうぞ。

○塚本委員 市原委員に質問してよろしいですか。間接費30%以上ということですが、これは
例えば委託費の規模によってもかなり違うと思うんですが、例えば100万円であれば30%は30万で
すけれども、NPOでも1,000万とかという委託を受ける場合も普通に300万とかをぼんと間接費と
してお支払いされるという原則なんではないかと。その金額の多寡によって変わらないのか。

これはすごくすばらしいあれだと思うんですが、小さい自治体とか余り財政力のない自治体
は結構厳しいかなと思ったんですが、

○市原委員 間接費30%というのは、平成19年に積算提言を出したときにとりあえず30%以上とい
うことで、法人によってはそんなに間接費がかからないところもあるかもしれませんが、その辺りは、

NPOの実態に応じて、厳密に言えば、変わってくる話だと思うんです。

ただ、やはり世に問う場合に、まずNPO法人の財務分析の結果も踏まえ、一つの目安として30%以上を打ち出したというのが、19年10月の積算提言でございました。

それで、今のお尋ねですけれども、30%というと、100万円の場合概ね30万円、1,000万円の場合300万という金額になるわけですが、その委託事業の内容が間接費を十分カバーできるだけの予算が正直現状ではございませんので、あちこちの経費を圧縮しながら積算提言の30%はやはり意地でも出そうとか、そういう提案者サイドの思いもございまして、さまざまな人件費、物件費のきちんとした積算をした上で30%を掛けるのか。総額の30%をまず除いて、あとは積算するとか、その辺りは理想と現実のギャップがある部分でございまして。

ただ、考え方として、積算上は、その間接費30%以上というのが必要ではないかというのが、提言内容でございまして。

○稲継座長 ありがとうございます。いろいろ愛知の取組みの御紹介をいただきました。論点3について、ほかに「現状と課題」についての認識は今いただいたものも含めてですが、足りているのか。あるいは、こういうものが抜けているよということがあればお願いしたいと思います。それから、方向性としてはこういう方向性が今5ページのところに例として載っておりますけれども、こういう方向性だけでいいのか。あるいは、こういうことも入れた方がいいんじゃないかということがあったらお願いしたいと思います。

先ほど啓発というんでしょうか、研修という言葉がありましたけれども、そういう啓発も入れるかどうか。余りにもこういう格調高いところに入れるにはちょっとあれかとも思いますが、入れることに私は全然抵抗はありません。ほかに何かもうちょっとございましてか。

それでは、駒崎委員どうぞ。

○駒崎委員 確かに格調高いところに入れるには余りにも基礎的なことなんですけれども、その基礎的なところが理解されていないというところが多分、今のこの問題の核心なのかと思ひまして、岩永委員と市原委員が公務員の方なのでお聞きしたいのですが、お2人の自治体では間接経費がかかるのは当たり前だと皆さん御理解されていますね。

でも、世の公務員、地方公務員の方とかで全然理解していない人というのは結構多数いらっしゃる印象を私は受けるんですけれども、それは何の違いなんですか。教育というか、研修でそれがカバーされたのか。それとも、国からの通達があって、ああそうか、そういうものなのかと思って心を入れ替えたのか。どういうメカニズムだったのでしょうか。

○稲継座長 岩永委員、お願いします。

○岩永委員 正直申し上げて、監査で指摘されて、そういうものですかという部分が一つあります。

そもそも格調高い云々の話ですけれども、やはり非営利だからもうけちゃいかぬからというふうな誤解は現場にはたくさんあります。佐賀県もそういう現場はありますから、そこを公に指摘をする。

それからもう一つは、やはりおっしゃるようにその間接経費の意味とかをきちんと教えないと、わからないまま仕事をやっているというのが監査をしてみるとよくわかりました。

○稲継座長 ありがとうございます。では、高橋委員お願いします。

○高橋推進会議委員 初めて参加しましたので、ちょっと場違いなことを言うかもしれませんが、従来自治体の契約の場合、NPOとの契約というのはそんなに多いわけではないですか。ですから、やはり非営利みたいな考え方が先行しているのかもしれないということを思います。そのためにも、今後のことを踏まえて、先ほど塚本委員がおっしゃった指針を出していくということは大事だろうと思うんです。

それから、間接費 30%というのは私もNPOの人間ですけれども、えらい高いなという感じは率直にしています。ですから、その辺の兼ね合いでやはりある種、指針を出して、しかもそれも契約の額、100万円単位、1,000万円、あるいは1億単位の場合のパーセントの程度なり、あるいは額にある程度上限を設けながら適正に運営されているようなことは必要だろうと思います。更にNPOで働く人の労働条件、水準をどの辺に置くのかという議論もきちんとしておかないと、どうも結果として幾ら意見を出しても次に進んでいかないということになろうと思います。「新しい公共」をどう進めるかという観点から議論をするのであれば、ある程度の敷衍性のある方向性を考えていったらよろしいかと思います。以上です。

○稲継座長 ありがとうございます。それでは、市原委員お願いします。

○市原委員 まず駒崎委員のお尋ねですけれども、愛知県の場合、県職員や市町村職員の研修を自ら実施する場合がありますし、中間支援NPOに委託をして研修事業をやっていただくことがあります。ですから、そういう研修の場において、積算提言のことは研修内容としてお伝えしていますので、そういう意味での研修を受けた方は、そういうものがあるのかということは知っていただくかと思えます。

それから、今の30%が高い、低いという議論はどうしてもあると思うんですね。しかし、NPOは安くて当たり前という考え方を払拭する必要があると思います。NPOが事務所を借りてスタッフも数名雇ってということになりますと、当然その人たちの人件費なり事務所運営経費を賄う必要があると思いますので、私ども社会活動推進課が委託をしているNPOにおいては、私の感覚からすれば30%という間接費は決して高くないというのが実感でございます。以上でございます。

○稲継座長 駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 では、まとめると研修をしようという話になりますよね。例えば、報告書のアウトプッ

トに本当にそういう研修事業というものをかっちり全国の自治体の方にやっていこう。そういう人たちが検索してダウンロードできるマニュアルというか、指針みたいなものもちゃんとウェブ上に上げて、皆が参照できるようにしようというアウトプットにいくという感じでいいでしょうか。

○稲継座長 濱口委員、どうぞ。

○濱口委員 水を差すようですが、各地方自治体それぞれにおいて市民の方から上がってきて、やはりやむを得ないというふうにしないと、国の方から一元的にというのは発想としてそれこそ宙に浮いたものになりかねないというところで、是非そこも御議論いただきたいと思います。

○稲継座長 高橋委員、どうぞ。

○高橋推進会議委員 これは、なかなか難しいところですね。でも、やはりNPOだからやるということもあります。安いから云々ではなくて、この事業は何でNPOにゆだねるのか、なぜ民間ではないのかという話で、そこでそもそもの議論もあるんじゃないかと思います。

愛知はなかなかいいなと思いますけれども、私も東京でNPOを10年やっていますが、30%間接費というのは今まで一度もないです。ですから、そういった意味で事業委託をやることだけがNPOの活動じゃないんだろーと思います。寄附とか、いろいろなことを総合的に組み合わせてやりますので、ここは率直に現場の感覚として30%は高いなと思ったということです。

○稲継座長 駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 時間的に多分この話題で区切らないといけないと思うので、簡潔に申し上げます。

確かに、おっしゃるとおり、市民から言ってちゃんと行政を啓発する、行政を啓蒙する必要というのはもちろん当然あると思うんですけれども、すべての市区町村で行政を市民が立ち上がって啓発していくというのなかなか時間がかかる場所もあるので、両面作戦でいけるのが現実的なのかなというように意味で研修などを、国が本当に一元的にやるか、あるいはそういった枠をつくって手を挙げて自治体やるかというのは別にどんな形でもいいとは思いますが、1つの方向性としてはあり得るのかなと思います。

○稲継座長 藤岡委員、どうぞ。

○藤岡推進会議委員 論点3のところでは直接費の件費の件ですけれども、特に非営利組織というのはボランティアの方が活動される場合があります。今の多くの委託契約の中で、特に精算する場合は実際に労働の対価としてどれぐらい払ったかということの根拠の証明を求めています。

ただ、非営利組織というのはボランティアの方たちは組織のためにボランティア活動をするわけですから、その分を安いからと言って政府自治体が吸い上げるというか、巻き上げるという言葉遣いは悪いんですけれども、それはよくないと思いますので、非営利組織の特徴としてそういったボランティアさんが関わっているというのは1つ課題と言いますか、現状というところではないかと

思います。

それから、先ほども申し上げましたけれども、この委託契約におきましては評価ということで、途中のプロセス評価ではなく成果というものをきちんと評価するという方法を確立する必要があるということです。

それからもう一つ、フルコストに関しましては、私も愛知県で委託費の積算はうちのスタッフも入って一緒に出したのですが、この30%はまず間接経費が必要だということを知らしめるために一たん積算したものです。間接経費というのは、すべてのプロジェクトによって違ってくるはずですが、新しい事業はかかるはずですし、ルーチンワーク的なものは減ってくるかもしれないし、そういったものを今後いろいろな積算事例を啓発されるということはこの「対応の方向性」のところに書かれていらっしゃると思いますので、私はこの後、研究していくのではないかと理解しています。

○稲継座長 ありがとうございます。濱口委員、どうぞ。

○濱口委員 1点だけです。論点4のところと論点3のところ非常に結び付いていると思います。ここに限らないのですが、論点3の政策課題をどのように実現するのかということが論点4の政策と結び付いていると思いますので、それも論点として両方に入れておいていただいた方がいいのかなと思います。

○稲継座長 ありがとうございます。議論が社会的価値評価とか、そういったところにもちょっと関わってきていますので、論点4も含めて議論を進めたいと思います。

論点1、2は政策の企画立案等に関する主な論点ということで事務局は整理してくれていたんですけども、その中には委託契約の話が入っていますので、大きな2の委託契約に関するものは論点である論点3、4にも関わりが出てきているということで、相互に非常にレバンスがありますので、論点4の方にもちょっと踏み込んで議論を進めたいと思います。

論点4で、以前に塚本委員の出されたペーパーの中にも社会的価値評価という言葉が出ていたと思いますけれども、そういった話についての「現状と課題」、それから「対応の方向性」ということで整理していただいております。これについて、何か御意見等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

日本ではまだかなり新しい考え方かと思います。環境型企業については、割と契約に際しての基準になりつつありますけれども、そのほかの社会的価値についてどのように評価するのかということについてはまだまだ新しい議論だと思いますが、今ここで4つの「現状と課題」、それから「対応の方向性」として丸を4つつけていただいております。何か漏れていることとか、こういうことを足したらいいよということがありましたらいかがでしょうか。

では、塚本委員お願いします。

○塚本委員 漏れていることではなくて補足的な情報なんですけれども、たまたま先ほど言いましたように、イギリスの中間支援の全国組織の人をお呼びしてソーシャルクローズのことを確認したんですね。社会的条項がどれだけ進んでいるかということですが、実は余り進んでいなくて、なぜネックになっているかというと、イギリス一国の問題ではなくてEUのプロケアメントルールと言うんですか、公共調達ルール、規則があってやはりそれに従わなければいけない。私はその中身をよく知らないんですが、それは競争的なルールになっています。

ですから、社会的価値という条項ですべての契約全体を縛ることは非常に難しく、イギリスはEUに対してそれを変えろというのであれば、イギリスかもしれません、英国かもしれませんし、なかなかそれはEUの規則を変えるのは難しく、そこで今、社会的条項の導入が余り進んでいない。

ですから、逆に言えば日本の方は別にそういうことは日本国外の規則によって縛られているわけはありませんので、むしろ自治体レベルとか、あるいは全国的なレベルでそういったものを導入する可能性はイギリスよりもあるのではないかと思います。

それから、イギリスでは今の新しい政権の中でそういう社会的価値条項というか、社会的条項をそれでも入れていこうという法案の検討はなされているようで、別にあきらめているわけではないんですが、イギリスではEUとの規則の関係で非常に難しい状況にあるという話を聞きました。これは、情報提供です。

○稲継座長 どうも、情報提供をありがとうございました。ほかに、論点4に関しましていかがですか。

では、濱口委員お願いします。

○濱口委員 塚本先生に教えていただきたいのですが、先ほどの論点3の間接費の中で研究開発費があがっておりまして、これを積算するとしたらかえって費用が上がるということがあると思います。それとこの社会的価値があるということの関係は議論されているのでしょうか。つまり、研究開発費という観点で3と4を両立させる仕組みというのがもうイギリスでは考えられているのでしょうか。私の問題提起が間違っているのかもしれないので教えてください。

○塚本委員 私は十分に理解していないかもしれませんが、イギリスの場合に社会的条項というのは、要するに契約とか入札を選ぶときに、例えばその事業者がどれだけ社会的価値に配慮しているかということで、それは労働条件だけではないわけです。例えば地域の問題、課題にどれだけ貢献しようとしているのか。地域の雇用を増やそうとしているかとか、その辺は単に安いというだけではなくて評価項目の中に入れていくという意味でのソーシャルクローザーなので、その間接費云々ということとはまた違うかと思うんですけれども。

○濱口委員 それでは、ちょっと問題の提起の仕方を変えますが、総合評価方式、つまり、その他の

条件を勘案して有利なものをとということと、間接費、特に研究開発費をすべて適切に入れていくという動きとマッチするように思うのです。そういう議論の提起です。

○稲継座長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

では、高橋委員どうぞ。

○高橋推進会議委員 塚本先生がおっしゃった社会的契約条項は、私は必要だと思います。やはりきちんとこのようにしておかないと、NPOに限らず自治体の職場等々では大分委託化が進んでいるけれども、地域によってばらばらで、生活保護並みの労働条件という話も幾つか聞いております。川崎市の公契約などを見ますと、生活保護費を下回らない契約というようなことが文言として入っているやに聞いています。

こういう状況では、やはり今後ともさまざまな問題を引き起こすことになりかねない。「新しい公共」がちゃんと公共サービスの担い手として健全に育っていくためには、こういう社会的条項がしっかり押さえられる必要があるだろうと思います。

○稲継座長 ありがとうございます。では、駒崎委員お願いします。

○駒崎委員 質問です。どなたか委員の方で御存じであれば、あるいは事務局の方が御存じであればですけども、例えばアメリカではニューヨークにあるセントラルパークというのはNPOに委託されているんですね。その委託の契約がプロセスではなくて、つまり仕様書でこれをやってください、あれをやってくださいと書いてあるのではなくて、アウトプットで約束しているそうです。つまり、年間何人ぐらい市民が憩う場になって、このぐらいのイベントをやってくださいねと。そのアウトプットさえ出してくれれば、別にプロセス、方法はどうでもいいですよというようなやり方なんです。

翻って、日本で私が例えば某区から受けているような委託はすべてはしの上げ下げまで書いてあって、別にフローレンスがやろうとどこがやろうと同じようなものなんです。プロセスを縛っているという話です。

日本でも、アウトプットで委託契約をするということはどういうことではできないのでしょうか。もし、できないとしたら何の法律をそれが邪魔しているのでしょうか。これは論点4に絡むかのか、論点4の範囲内に入るかちょっとわかりませんが、そういうふうになればすごくNPOは創意工夫してアウトプットを出していけるんじゃないかと思うのですが、どなたが御存じでしょうか。

○稲継座長 行政の関係者の方で、どなたが御存じの方はいらっしゃいますか。

では、市原委員お願いします。

○市原委員 的を射ているかどうかかわからないんですけども、私どもがNPOに委託する事業で事業実施提案型の場合には、あくまで基本仕様書というのを作り、相手方にお示しして、それでプロポーザルをお願いしているんですね。そうすると、それぞれのNPOの工夫、アイデアが盛り込まれて

こういう事業をやりますという提案が出され、それを選定委員会で選ぶわけです。

ですから、今の子育て系の場合ですと、法律条例等で何か縛るものがある、それを最低限クリアしてくださいねというものなのかもしれませんし、ちょっとその辺りはわかりませんが、私どものNPO活動の推進という観点での委託事業は、NPOの独自性を重んずるという形でやっております。以上です。

○稲継座長 それでは、審議官お願いします。

○山内内閣府官房審議官 6ページの一番下の注の12のところをごらんいただきたいのですが、ここに地方自治法施行令の引用で、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって」云々とあって、要はこの予定価格というのを先に定めますので、これが前提になっている。つまり、お金は幾らかかろうとアウトプットを出せばいいというような契約の仕方ができないと思います。

○駒崎委員 そういうことではないんです。予算は決められています。例えば、2,000万円で委託します。その代わりにアウトプットは出してくださいねというようなやり方はできないですかという話です。つまり、この自治体施行条例を違反していないやり方です。

○山内内閣府官房審議官 そういう話なら、恐らくできると思います。

ただ、今、実際の地方公共団体なり国も、むしろ国の方かと思いますが、先ほど来出ていますように、委託契約の際に仕様書をとにかく微に入り細にうがって徹底的に細かいものをつくる慣行があるので、「縛るもの」というのはその慣行だと思います。それは、少なくとも法律上はある程度弾力的な運用というのはできる。例えば、この自治法施行令の解釈で言えば、総務省は「契約自由の原則だからできますよ」と言っているの、それは法律的にはできるはずですが。ただし、予定価格の範囲内という制限はありますが。

○稲継座長 白井委員、どうぞ。

○白井推進会議委員 ある省庁の方に聞いたら、全然できます。

ただ、手間がかかる。結局、ちゃんとアウトプットが出ているのかということについて微に入り細にうがっていけば、それはチェックすれば済むわけだから簡単なわけです。

ところが、それこそ下手すると現場に行っちゃちゃんとやっているかとかを見なければいけない。実は、自分は課長時代にやったことがありました。でも、正直そのときは土日出勤だった。だから、これは完全にその課長なりの権限でできることである。

ただ、これを人にやれということが言えるかということ、今の状況ではなかなかということを書きました。

○稲継座長 兼間委員、どうぞ。

○兼間推進会議委員 客観的に見て説明責任が果たせるということが必要だと思うので、そのことを

きちんとできれば、出した方も議会とかに聞かれてしどろもどろになるようなことでは困るので、その辺りをきちんとするということができれば、法律上は問題ないということですので、その辺りをどうするかということで、どうせ性善説できちんと使うんですからというわけにもいかないなというような感じがいたします。以上です。

○稲継座長 駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 そうしたら、結局自治体レベルで例えば首長なりが、よしこれからは委託はアウトプットを見ようよというふうにすれば、その仕様書地獄からは脱却できるということになりますか。

すごく具体的に言うと、例えば私が受けている病児保育施設なんですけれども、仕様書さえクリアしていれば子どもを預かっていなくても毎年お金がもらえるんです。そこで何が起きているかという、全国の病児保育施設ではなるべく子どもを預からないようなルールをつくって、その稼働率を下げているということが起きているんです。

例えば、具体的に挙げましょう。新宿区のある認可保育園に併設している病児保育の施設は、37度5分以上の子どもは預かりませんというようなルールを運用でつけてしまっているんです。

○高橋推進会議委員 それは当然でしょう。風邪を引いているかもしれないから、そこでチェックしてということになるでしょう。

○駒崎委員 違います。風邪を引いた子を預かる病児保育の施設でそれが起きているんです。37度5分以上の子どもを預かるための病児保育の施設で、現場の運用で37度5分以上を預からないというふうに言っているような事例があるんです。一緒に行きますよ。そうしたら一緒に行きましょう。そういうことが起きてしまうんです。

でも、それはアウトプットさえ決めれば、例えば年間何百人以上預かりましょうねということさえ決めておけばそういうことは起きない。すごく簡単なことなので、そういうことをやっていける方が国民のためにとっていいじゃないですか。その方が、税金をうまく使えるじゃないですか。

○高橋推進会議委員 そこは丁寧に議論した方がいいですよ。これは平場の議論で全部マイクで取っているんだから、ここで個別事例なんかをあげてそういうことを言うのはいかがか……。

○駒崎委員 いいですよ。丁寧に議論しましょう。

○稲継座長 そもそも病児保育というのは、病児を預かる施設です。ですから、高熱の子どもでも預かるのが本来の委託のはずなのに、37度5分以上は預からないということは、つまり37度から37度5分の間だけ預かりますという運用をしているところがあるという議論ですね。

先ほど来、駒崎委員から出ているアウトプットで評価をして契約を結ぶようなことができないか。これは法律上は可能だということで、ただ、手間がかかるというふうに白井委員からもお話がありましたが、可能なことだとすると何らかの形でここにそういうことを書き込んでもいいのかなとは思

ます。ここの点についていかがでしょうか。

では、藤岡委員どうぞ

○藤岡推進会議委員 これは私も先ほどから申し上げているように、プロセス評価ではなくて成果というものをきちんと目標を定めた上でそこに指標を置くということがなされていないとこういう契約があり得ないということで、先ほど提案のところでも問題提起しましたけれども、自治体側が行政経営できるようになっていて、目標が設定されて、そこに主観とか客観の両方の指標が設定されているというふうに、かなり自治体側の課題も大きいのではないかと考えています。

○稲継座長 おっしゃるとおりだと思います。自治体の方での政策評価とか成果評価の問題点もあるので、非常に大きな問題にはなると思うんですが、ここで何らかの形で提案するのは入れてもいいかなと思います。

では、松原委員どうぞ。

○松原委員 私も成果評価ということで異議はないんですが、ただ、その成果というのをやはりきちんと議論した方がいいと思うんです。

例えば、仮にあるところで消費者の苦情相談センターをオープンしました。年間契約として1,000件の苦情相談を受けたら100万円だということでずっと置いておきました。ただ、苦情相談は90件しかきませんでしたという場合に、ではどうするのか。一応、下はずっと置いておきましたということも起り得るわけですね。

そういう点で言うと、成果評価は私は非常に大事だと思うんですが、いろいろなケースがあるということやはりちょっと考えた方がいいかなと。一概にすべて成果評価だけやってしまうと、例えばいろいろな24時間相談とかありますね。24時間相談があったら成果の出るところだけ人を出しておいて、成果の出ないところは人がいないように、もしくは1人で行って電話がいつも鳴りませんというのもオーケーか。我々はそういうことは考えないですけども、そういうものが出てしまうこともあるかもしれない。

そういう点で言えば、成果評価は基本的に私はいいと思うんですけども、もうちょっといろいろなケース、いろいろな実態をよく調べてやった方がいいかなと思います。

○稲継座長 ありがとうございます。では、白井委員どうぞ。

○白井推進会議委員 今の成果評価というのは本当に松原委員がおっしゃったとおりで、すごくそこは慎重に決めていただかないといけないと思います。

例えば、私は不登校の事業を今やっているんですけども、行政が必ず言うのは、例えば不登校の子どもたちの数を半減させろということを出すわけですね。実際、大阪府でもありました。それをやってしまうと、嫌がる子どもを無理に学校に引っ張っていけばいいというような話なんですかと

ということになってしまう。

我々は、大阪からそういうのがあるのはここら辺では知っていたんですけども、あえてやせ我慢でそこは見ないようにしよう。我々としてはとにかく外の人間と関わっていない、つながっていないというような子どもを一人もなくしていこうということを7年間やっていったら、はっと気づいたら池田市の不登校の数が大体半分になっていたという結果だったんですね。

でも、多分最初から半分にしようという指標を持っていたら、間違いなくこういった形にはなっていないかと思うので、やはり分野ごとに本当に慎重にその成果を決めていただくことは必要だと思います。

○稲継座長 ありがとうございます。それでは、駒崎委員でこの論点を終わりにしたいと思います。

○駒崎委員 まさにその何が成果なんだという、この議論こそ本質的だなと思います。私も一律にその預かり数とかだけが成果だとは全然思っていないくて、満足度かもしれないですし、もしかしたら第三者評価みたいな人たちからよくやったねと評価されることかもしれない。

いろいろな成果というのを恐らく自治体の方とNPOの方が角突き合わせて、私たちは何を実現しようとしているんだろうねということを引き合おうということを通じて成果の指標が生まれていくというのが理想なのかなと思いました。

○稲継座長 ありがとうございます。論点3、4辺りについて、非常に多様な意見が出てまいりました。今、皆さんの議論を踏まえる形でポツを増やす、「現状と課題」のところを増やす、あるいは「対応の方向性」を増やすという形で事務局に整理していただいて、次回まとめたいと思います。

論点4までは一応そういう整理にさせていただいて、時間の関係で申し訳ないですけども、論点5に移らせていただきます。「その他の公的資金のあり方に関する主な論点」というところがございます。そこで論点として1つ、「パウチャー制度の推進」ということを挙げていただいておりますが、ここにつきまして何か御意見等、これも足した方がいいんじゃないかとか、「対応の方向性」としてはこういうこともあるんじゃないかということがありましたら、どなたでもお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、駒崎委員どうぞ。

○駒崎委員 私どもも、パウチャーを使わせていただいております。杉並子育て応援券や墨田区の病児保育券、あるいは子ども未来財団さんが出しているようなベビーシッター補助券、このようにパウチャー制度が今、乱立と言ったらネガティブな言い方になってしまうんですけども、たくさんあってきている。これはすごく助かりますし、また非常にNPOにとってサービスを増やす意味でもすごくいいと思うので、これに関する今の「対応の方向性（例）」のところの「モデル事業の普及啓発を行い」というのはすごくいいと思いますが、そのときに参照するデータというのはないような気が

します。

私も調べたことがあるんですが、バウチャーの話をつんと扱っているような報告書というのはそこまでないかなと思うので、もし可能であればバウチャー白書じゃないですけども、そうしたものを調査していただいて、こんなに成果があるんだよということをひとまとめにいただけると、この政策もすごく進んでいくんじゃないかと思いました。

○稲継座長 ありがとうございます。バウチャーについてどこかが調査した結果とか、そういうものはありますか。余り見当たらなかったですか。調査主体としてはどこが調査するんですか。是非、全体像が明らかになるような形で、ばらばらでやっているのは耳にはしますけれども、全体像がなかなか今はわからない状態なので、それを明らかにしてもらいたいということでした。

ほかに何か御意見等ありますでしょうか。よろしいですか。では、「3. その他の公的資金のあり方に関する主な論点」ということで、論点5はこのようにさせていただきます。

大きな4番の「人材に関する主な論点」であります、「人材育成・交流の促進」ということで、これは親委員会の方でも一部議論していただく部分もありますし、それから横石委員からは度々、人材の重要性ということについて御指摘いただいている論点でもございます。11 ページに「現状と課題」があって、ちょっと飛びますけれども、14 ページに「対応の方向性（例）」として幾つか挙げていただいております。何かこの論点6につきまして、こういう課題がちょっと抜けているんじゃないかとか、こういう「対応の方向性」もあるんじゃないかということがありましたら御意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

では、岩永委員、その後に市原委員をお願いします。

○岩永委員 それでは、これは私が10年間NPO法人で事務局をやった経験からちょっとお話をさせていただきます。人材の育成、まさにおっしゃるとおり、ここに書いてあることはなるほど思っているんですけども、ただ、これだけでは特定の人材が非常に疲れる。私もそんな感じで、やはりそれを支える仕掛けというのが実は必要なのではないかとずっと思っています。

何回も会議の場で言っていますけれども、やはり“参加”、そういう活動に“参加する”ということの啓発ですね。例えば寄附をすることも“参加”だし、会費を納めることも“参加”だし、ボランティアという形で労働力を提供することも“参加”だ、そういう他者のためにちょっと何かをすることという国民運動というか、啓発的なものまでやっていかないと。第3番目のセクターと言われるNPOというセクターを支えるためには、そこまでやらないとしんどいんじゃないかと私は思っております。

企業の方がプロボノということで先ほど駒崎さんがおっしゃいましたが、すごいなとも思っておりますし、では公務員は何をやるかということで、実は地域活動をする「飛び出す公務員を応援す

る首長連合」というのが3月17日に39の県知事と市町村長さんが、全国の自治体の中から集まって、そういう公務員を応援しようという連合がスタートいたしますので、是非、公務員もそういう地域活動、NPO活動と言うんですが、そういうものにプライベートで参加することによってこういう組織を支えていく。そういう国民運動的な啓発が必要ではなかろうかと思っています。

親会議の早瀬委員と大体同じような趣旨のことを言っているつもりなんですけれども、そういう啓発をすくなくしないと、先ほど言っていましたように、やはりボランティアの方が支えている非営利セクター（の特徴）というのは企業にはないことですので、その大切さというのは今後の方向性の中に取り入れていただきたいと思います。以上です。

○稲継座長 ありがとうございます。市原委員、お願いします。

○市原委員 それでは、本日、資料2として出させていただきましたものをちょっと紹介させていただきます。これは、今年度の緊急雇用事業で、愛知県のNPOの人材の確保育成定着のための実態と課題を把握し、今後のNPO施策に活かすために行った事業でございまして、「NPO法人における雇用と働き方」ということで報告書がまとめられたものでございます。

それでは、その資料の中のまず18ページをお開きいただきたいと思います。この調査結果はかなり膨大なもので、本日、御紹介するのは序章の部分だけなんですけれども、この18ページの中ほどの網掛け部分の「提言2」で、NPOで長期間働き続けることができる雇用環境づくりと、それから19ページの方でNPOの中で職員を育成していくことについての提言が出されております。

雇用環境につきましては、制度・規程の整備をすることによってNPO職員が安心して働ける環境づくりをすることですとか、あとは「賃金表」を定めることによって、大体何年働くと幾らぐらいもらえるという人生設計ができるような基盤づくりが必要なんじゃないかという提言がされております。

19ページの方では、やはり職場で人材育成をやることの意義とか、あるいは難しさもありますけれども、こういった取組をすることによって人材育成につながっていくのかなと。

それから、今度は20ページでございますけれども、中ほどの「提言4」でNPOの雇用・働き方の最大の特徴は「多様性」にあるということで、NPOが多様性をうまく使って、例えば①にございますように、家庭の事情などで皆が支え合うような関係づくりですとか、②にあるように、人それぞれのライフステージに合わせた働き方の形を作るような柔軟性が求められているということが述べられております。

そして、22ページのまとめの部分ですけれども、一番上に「よりよい雇用・働き方に向けて」の取組みについて、NPO間の協働で取り組んでいくものとして、6つ書かれてございます。まとめて言えば、要はNPOのネットワークづくりということで、そういう中でNPO活動を更に活発化するた

めの人づくりということが重要ではないかと考えておりました、これについては来年度からの「新しい公共支援事業」の中でもNPO間のネットワークづくりということで取り組めたらいいなと思っております。

それから、2つ目の「中間支援の機能」でございますけれども、今回この中間支援の機能が「新しい公共支援事業」の中で幾つかは実現するのではないかと考えておりますので、取り組んでいきたいと思っております。

それから、3番目の「行政が取り組むべきこと」でございますけれども、先程から話がありました適正な積算ですとか、複数年度の委託事業ということで、やはりNPOがある程度の期間、収入をあてにできるような長期展望があると人材の確保にもつながっていくのかなということでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○稲継座長 どうも貴重な報告ありがとうございました。この全文はホームページでダウンロードできるようにしているんですか。

○市原委員 間もなくできるようになります。

○稲継座長 序章だけで24ページありますから、かなりのボリュームですね。こういうことをもう既に調査をしておられるということで、かなり進んでいます。

それでは、横石委員お願いします。

○横石委員 ここにもちょっと書きましたし、前回のときも言いましたけれども、こういった事業をやっていく上において何が重要かという、運営できる人材だと思います。経営力という言葉を使うんですけれども、それが特にNPOとかの人材は非常に苦手だという部分が非常にあると思うんです。

私どもも30年ぐらい商売をさせていただいて一回も落としたりしたことはないし、赤にしたことがないのですが、例えば上勝町にも幾つかNPOがあるんですね。それは行政から委託を受けて、ゴミゼロとか、いろいろなことをやっているんですけれども、例えばもし私がそこに行けば自分で見ていて、これは一円のお金をやらなくても事業はできます。委託を受けなくてもできます。お金をもらわなくても事業をやる自信はあります。こういうふうに運営すればいけると。

だから、運営できる人材を教育機関のときから育てていく。例えば高校、大学から行政のやっていることを社会企業化させていって、それを人材教育の中で高校、大学、特に大学辺りはそういう社会企業に対する運営力を高めていくような手段ですね。うちも今インターン事業をやっていますけれども、こういう志を持ったNPOで地域の活性化をやりたいとたくさんの方がきます。

でも、こういうことをやりたいと言って来るんですけれども、その思いだけで来るので、それは違うよと。それは思いではなくて、どうやればできるかという手段を教えてあげるんですね。こういうふうによれば、あなたの目的の中でお金をもらわなくても運営できる方法があるよということを教え

てあげます。

そうすると見えてくるので、前半の1、2、3のこの項目の中で委託契約とか、そういうことの手法というのも一つのやり方の中にあるんですけども、根本的にはまずそれを運営できるということの人材ですね。事業は人ですから、やはりその人材を育成していくということに対してもう少し力を入れていくというか、教育機関との連携の中でそれを積極的に展開していけば、かなり内容的に目的の部分でいい形ができてくると思います。

もらうためにやるというのがかなりありますから、前の「新しい公共」会議の最初のときの会議でも言いましたけれども、優遇制度をするということはもらうために組織を考えるという人がどうしても出てくるんですね。そうではなくて、もらうためにやるのではなくて、事業の本質のためにやらなければいけないということが絶対条件ですから、やはり運営できる人材をしっかり育てていくということを絶対的に並行的にやらなければ私はいけないと思っています。だから、ここは大学辺りとか、地域独自の育てる仕組みをつくるべきだと考えています。

○稲継座長 ありがとうございます。高橋委員、どうぞ。

○高橋推進会議委員 私は、人材の交流を少し強調したいと思います。実は、4月から福井県の町から職員が私どものNPOに出向ということで1年間来ることになって、私は非常に楽しみにしているんですけども、やはりNPOから自治体への出向というのを半年なり1年間、そして自治体からNPOという相互の関係を積極的に進める必要があるのだろう。

それを少し書いてほしいと思うし、自治体の方も地方交付税の中に行政の規模に応じて何%か、あるいはコンマ何%でも結構ですけども、地域のNPOの頑張っている人を受け入れて、そこで教育して今、横石さんがおっしゃった経営との観点とか、そういった観点も学んでいくということが非常に大事になってくるかと思っています。

今後、NPOは非常に増えてくるだろうと思いますけれども、質の問題がずっとつきまとっている。今回、認定NPOのハードルを下げましたけれども、私はそれで十分だとは思っていません。逆に言えば、「新しい公共」の中でそういう公共サービスを担うということであれば、逆にハードルを下げずに従来あるNPOが認定の法人格を取れるように周りからの支援、中間組織を充実させていくとか、そういうことが私は大事になってくるかと思っています。お互いの人事交流を積極的に進める、あるいは自治体の方も積極的に地域のNPOを引き受けて教育するようなことを、できるならば交付税の中に盛り込むとかという新しい時代に沿った見直しも必要かと思っています。

○稲継座長 ありがとうございます。では、濱口委員、駒崎委員とお願いします。

○濱口委員 論点3、4、5、6で共通していると思いますので申し上げますが、例えば7ページの「対応の方向性」という中の丸の2つ目に、「競争性や透明性を確保できる企画競争」とあり、その

前段に社会的価値やサービスの質等を勘案するとあります。要するに、公正性と競争性をどのようにあんばいしていくのかということが重要だと思っています、それが3、4、5で共通すると思います。

そこで、6の人材育成のところと同じ発想で申し上げますと、やはり努力した者が報われる適正な競争条件をつくるのが大切なのではないかと思います。例えばいろいろな参入障壁をなくす、それから論点3、4に関わりますが、逆に競争を激化させることによる疲弊を取り除く。このようなかたちで、努力した者が報われる仕組みがあれば、人材というのは育つし、他の業界から来るといったことがあり得るのかなと思います。

ただし、そこで適正というのをどのように取るのかというのがひとつ難しいかと思っています。特に寄附や民間資金の場合と行政の資金の場合に、その競争、あるいは努力というものの性質が違ってきますので、そういった観点からも見る必要があるかと思っています。

もう一点、職員のごことは非常に議論されるのですが、ガバナンスも重要です。理事がどのような形で法人を運営して、職員ではありませんのでどのように責任を取るか。その中で競争をどのように見ていくのかというふうな議論も理事を育てるうえで必要なのではないかと思います。

ただし、これらは議論の仕方を間違えますと、競争、競争ということになりますので非常に難しいのですが。以上です。

○稲継座長 駒崎委員、どうぞ。

○駒崎委員 さっきはけんかしたんですけども、高橋委員の意見にすごい賛成です。官僚の方がNPOに出向するというような制度はとていいと思います。例えば、文部科学省の人が白井さんのところで1年間働けば、発達障害について本当によく理解した官僚の方ができ上がりますし、あるいは松原委員のところで1年間働けばNPO法については本当に熟知するでしょうし、そういった内閣府の方がいたらどんなに心強いところになると思います。

その給料を内閣府の方が払っていただければ、あるいは文科省の方が払っていただければ、差額でもいいですけども、例えばNPOの給与の水準等の差額を省庁の方で払いますよというところがあればかなり心強い制度になると思うので、是非モデル事業等々で御提案いただければ来年からでもきつとできるような仕組みなんじゃないかと思っていますので、是非盛り込んでいただけたらと思います。

○稲継座長 寺脇委員、どうぞ。

○寺脇推進会議委員 たしか、これは1回目のときか何か私に申し上げさせていただいたんじゃないかと思うけれども、今、駒崎さんの言ったことはすぐやるべきなんですね。今、天下りがいろいろ言われている中で、現役出向ということで霞ヶ関の公務員が民間企業に行ったり、独立行政法人とか公益法人とか、いわゆる天下り法人に行ったりして、あれは天下りと同じじゃないかと批判を受けて、批判される霞ヶ関の人も嫌だろうと思うんです。

それがNPO法人に行けば、現役出向なんだから当然こちらが給料を払うのは当たり前だし、そこに行くんだったらそれは決して利権とは関係ないだろうと思われるので、これは皆にとっていいことなんじゃないかと思うので、これは親会議で提案しなければいけないんでしょうけれども、非常に重要な論点だと思います。

○稲継座長 ありがとうございます。これは、親会議の方で1月25日に座長案として示された中で、人材交流の仕組みづくり、休業兼業許可制度等という論点もありますので、親会議の方でもって御検討いただきたいと思います。そのたたき台というか、基礎的なことを今、議論していただいているということかと思います。論点6はよろしいですか。

では、最後に論点7で「政府と市民セクターとの協約について」というところであります。ここについてはこの調査会でも何回か議論にはなりかけたんですけれども、実は円卓会議でも、それから推進会議の方でもコンパクトについては、資料は出されていますけれども、ほとんど議論らしき議論はなされていません。一体どういうことなのかということで、今この論点7で整理していただいております。

この「現状と課題」というところで幾つか挙げていることと、それから「対応の方向性」として英国のコンパクトについて本当にそのまま日本に移入していいのか、どうでしょうかということを中心に整理していただいております。15ページの論点7について御意見等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、高橋委員どうぞ。

○高橋推進会議委員 質問をよろしいですか。「現状と課題」のところのポツの一番上です。「国では、協働を推進する包括的な指針はない」。この「協働」というのはどういうことですか。NPOがやることが「協働」の中に含まれているんですか。あるいは、民間委託とかということも「協働」に含まれるんですか。

○井野内閣府参事官 「協働」というのは、政府と政府以外の市民セクター、NPOも含めていろいろあると思いますけれども、それらが課題を解決するために一緒になって仕事をすること、「協働」という言葉は、そのような意味で一般に使われているんだと思います。

○高橋推進会議委員 最近、よく聞く言葉ですけれども、どうも概念がはっきりしていないんですね。何か自分たちの都合のいいように「協働」みたいな話をするケースが多いようで、この「協働」という考え方を一度整理してもらわないと議論が深まっていかないような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○稲継座長 塚本委員、どうぞ。

○塚本委員 イギリスの場合はナショナルコンパクトとか、ローカルコンパクトということで、今の

新しい連立政権はそれほどローカルコンパクトに積極的ではなさそうな感じですが、やはり歴史的に言えば、労働政権の間、かなり国がある意味で率先して3セクターとの間でそういったパートナーシップを進めてきたわけです。

ですが、確かに高橋委員がおっしゃるように自治体もいろいろ協働をやっているんですけども、何のための協働かというのはばらばらで、当事者もばらばらに理解していて、そこで結構対立が起きていたりするわけで、ある意味で協働疲れみたいなものが起きていて、協働しなければいけないんだみたいなことで職員を結構いじめている感じがするんです。ですから、やはり何で協働が必要なのか、そもそも必要なのかというそもそも論が必要じゃないかと思います。もし国がこういうことを率先してやるのであれば、そもそもなぜ協働が必要なのかという議論が必要かと思います。

ローカルコンパクトについては意義はすごくあると思うんですけども、ただ、日本にそのまま導入するのは非常に難しいのかなと。今、たまたま読んでいましていろいろ意見交換をして改めて認識したんですけども、イギリスの場合は幾つかのタイプの間支援があって、例えばよく日本で知られているNCVOという中間支援組織がありますが、NCVOは市民社会全体を代表しているわけですね。いわば一般的なNPOという感じです。

一方で、今いらっしゃるNAVCAは純粋な地方の中間支援組織400団体が簡易組織になっている中間支援組織の代表の全国支援組織なんです。

一方で、アキーボというチーフエグゼクティブの経営者というか、NPOの経営者の協議体で割と大規模な組織が入っているところがあります。

その3種類があるわけですが、ナショナルコンパクトやローカルコンパクトが機能するのはそういった中間支援組織がある程度代表性を持っている。地域のNPOとかの意見を代表するような仕組みができていますので、例えば全国レベルのナショナルコンパクトのときはNAVCAのような団体が協議をする。NAVCAは当然400という中間支援組織を地方に持っていますので、地方の中間支援組織をまたその地方の地域のNPOと連携しているわけです。もちろんその理事会の中にも地域のNPOの人が入っていたりするわけで、代表性は重層的につくられていて、それでも不十分だと言われているわけです。そこは日本とちょっと違うところで、NCVOのような組織はあるかもしれませんが、NAVCAのような中間支援組織を束ねるような、代表するような組織は日本には存在しないので、その辺ですね。

あとは、中間支援組織はなかなか人材の問題もあるんですけども、先ほど理事が重要だとおっしゃったように、人材育成と言ったときにやはりどういう人材かと考えたとき、スタッフだけじゃなくてやはり理事の育成も必要だと思うんです。その理事をどういうふうに選んでいるかといったときに、必ずしも地域のNPOを代表するような人が入っていないケースも非常に多い。

ですから、ローカルコンパクトの導入と考えたときに余り中間支援が議論になっていないんですけども、いかに中間支援組織の代表性だとか、その中間支援組織を育成していくかということも一つの論点になるのではないかと思います。

○稲継座長 ありがとうございます。兼間委員、どうぞ。

○兼間推進会議委員 定かではないですけども、競争の文言ですが、たしか 25 年ぐらい前だったと思いますけれども、社会事業大学の学長の三浦文夫が互酬性の原理とかという中でこの競争というのを使っていたと思います。私も三浦先生の弟子で、たしか 20 年ぐらい前に論文を出したときにこの言葉を使わせていただいているから、概念的にはとにかくお互いに助け合ってやりましょうという整理が出ていたと思います。その後、研究者がいろいろ発表しているかもしれませんが、ちょっと参考になるかどうかわかりませんが。

○稲継座長 先ほどの高橋委員に御質問に対するお答えですね。ありがとうございます。

それでは、横石委員どうぞ。

○横石委員 前の親会でもよく出たのですが、イギリス型とか、世界各国のいろいろな事例を出してきて検討されていたことがあったのですが、私は非常にどうかと思ったのは、私自身は昔から日本型がいいんだと思います。外国のことのコンパクトを学ぶというのではなくて、昔から日本は「結いの精神」というのがあって、協働でなければ一緒になってやっていくということがあって、例えば北陸地方などでも一緒に家族が住んで、そして家庭環境の中で学力も高く一緒に生活費も抑えて住みたいということで、そのものの生活というのはすごくあったと思うんです。

だから、中間支援組織の在り方というのも非常にこれは検討しなければいけないんですけども、私自身は日本のいいところ、日本が持っているいい部分をもっと強く訴える。日本のいいところをもっと前面に出していくべきだと思います。今はグローバルな時代ですけども、やはり日本というのは日本のいい文化があって、そして日本人の持つすばらしさというのがあっていい。

ちょっと古い考え方もわからないけれども、そういうのを非常に自分としては持っているつもりで、余り海外のことよりもっとこういう政府との在り方の中に日本らしさを追求していくべきだと私は思っています。

○稲継座長 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

では、塚本委員どうぞ。

○塚本委員 確かにそれは大事だと思いますし、そういう相互扶助的な精神というものはもともと日本にあると思うんですけども、ただ、これだけ社会が多様化していく中で、「結い」を基盤としていたような社会というのは崩れていると思うんです。そういう中でコンパクトそのものを、私も別にイギリスモデルをそのまま導入することには賛成ではないわけです。

ただ、それが一定の関係の改善につながっているということですし、それはその一方で政策的な有効性を高めることになるので、どういうモデル、どういう方法で導入するかもあるんですけども、それは学べるところは学んで、いろいろ課題もあるわけですから、課題について学んでいく必要があるかと思います。

それから、いろいろ議論のあったコンパクトの法的拘束力について情報提供ですけども、基本的にはないという理解で、それは最高裁とは言わないんですが、その判決の中でも契約以下、コントラクト以下でウィッシュリスト以上、要するにお願い以上である。だから、本当は尊重しなければいけないということですけども、ただ、そういう法的な拘束力があるという理解はされていない。ですが、実際に約束、合意事項が守られていないケースが結構あって、訴訟になるケースがある。さっきの判決の例はそうなんです。

そういう意味で、逆に言えば法的拘束力はないので、割と両者が自由に議論できる。自由に議論して、具体的にはそれを尊重していったり、あるいはそこで決めた事項についてそれを法律の中に活かしたり、法制化していったりということもあり得る。そういう意味では、法律で何でもきっちり決めていくというやり方ではなくて、そういう協議のプロセスを確立してお互いの関係を改善しながら公共サービスの質を上げていく手法としては一つの方法ではないかと思います。

ただ、今はやはり財政が厳しくて、例えば複数年度、イギリスなどでは10年という契約もあるみたいですけども、財政が厳しいところではなかなか複数年度の契約も難しくなったりだとか、だからコンパクトの持続性というのがコンパクトそのものが今の財政事情の中でどこまで合意した事項を守っていくか、守られていくかということも大きな課題になっているということは、今いらっしゃる中間支援組織の方もおっしゃっていました。これは情報提供です。

○稲継座長 ありがとうございます。コンパクトについては藤岡委員、兼間委員から出ているペーパーでは、イギリスのような手続を踏んで政府とボランティアセクターそれぞれから代表を選んで協議をした上でコンパクトをつくっていくべきだという提案がありますが、他方で親委員会から私どもに課せられたのは、政府と市民セクターの公契約の在り方をどうするかということについて考えてくれということです、その策定プロセスとか、どういう主体が決めるかとか、あるいはどういう起草委員を選ぶかとかということはちょっとここで議論することを超えてしまっているので、親会議の方でこれは議論していただきたい。

あるいは、親会議の方のイメージとしては、こちらで出したものを基に親会議の方で前の「新しい公共」宣言に当たるような形の署名を皆さんでしていただいて、それを基に新しい中間支援組織を育てて、そちらとコンパクトを結ぶようなこともあり得ると思います。

いろいろなパターンがあり得ると思いますが、どういうふうな手続きで決めるかということは専門

調査会で決められる範疇を超えてしまっているのです、提案いただいておりますけれども、ちょっとここではそれは議論できないということにさせていただきたいと思います。

私どもとしては今、論点1から論点7まで議論してきましたけれども、今日いただいたものも十分に盛り込みながらこの修正を事務局の方にお願ひし、皆さんともすり合わせをしていきたいと思ひます。

それから、ここでちょっと提案させていただきますが、本調査会での成果物について提案させていただきますということで、本日事務局で整理いただいたこの論点整理案では、対応のモデルとなる地方公共団体の取組みの一部を示していただいております。こうした具体例を提示することで、市民セクターと政府の関係を構築する必要性はよりイメージしやすくなる、わかりやすくなると思ひております。

本日の資料にあるもの以外でも、成功事例はたくさんあると思ひます。高橋委員の方から最初に、愛知だけじゃないかとおっしゃいましたが、これは全国を一応網羅しているんですが、事務局の調査能力の限界というのもありますので、皆さんからもこういうのがあるよということをいろいろ出していただひて、それも盛り込む形で成果物を出したいと思ひのですが、そういう形でよろしいでしょうか。

松原委員、どうぞ。

○松原委員 全然異議はないのですが、この資料に何回か出てきますNPO活動推進自治体ネットワークというのがありまして、NPOの活動を推進するために自治体の200から300ぐらいのネットワークで年に1回大会をやっているんです。そこでいろいろな全国の協働の状況とかを調べたりしていますので、そちらの方に幾つか蓄積とか調査があると思ひますから、是非問い合わせてみるとういかなと。そうすると、少しは事務局の手間も省けるかと思ひますので。

○稲継座長 貴重な情報をどうもありがとうございました。モデルとなる取組みについて、各委員にも御相談させていただきながら事務局で整理いただひたいと思ひます。また、委員の皆様におかれましても、モデルとなる取組みについて御提案ございましたら、是非事務局までお伝えいただひたいと思ひます。

次回日程は3月下旬を検討しておりますけれども、詳細は事務局より御連絡させていただきます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。